

青森大学における人権の尊重に関する方針

青森大学は、建学の精神である「学問の府にふさわしい教育研究と人材養成により、文化の発展及び人類の福祉に貢献するとともに、地域社会の向上に資する大学として、地域社会に貢献し、地域社会とともに生きる。」を実現していくために、あらゆる人が平等で公正な教育研究の機会を与えられ、その人権が擁護され、人としての権利を享受できる環境を提供します。特に、下記の4項に関しては青森大学の関連する規程等に反映させ具体的な業務として実施していきます。

1. 青森大学は、国や地域の法令、建学の精神、学則などの規範を遵守します。
2. 青森大学は、すべての人間は誰にも侵されることがない人間としての権利を生まれながらにして持っているとの認識に立ち、人権を擁護し、多様性を尊重します。学生、教職員、その他関係者は、お互いの人権を尊重し、お互いの尊厳を守ることが求められます。
3. 青森大学は、国籍、性別、宗教、思想、年齢、障がいの有無、性的指向・性自認などによる偏見や差別を許しません。人間の尊厳を損なう行為を決して放置せず、健全な教育研究環境と職場環境を整備します。
4. 青森大学は、学生、教職員、その他関係者が持つ多様性を尊重し創造的な教育研究成果を生み出す環境を整備します。

令和5年9月30日
青森大学学長 澁谷泰秀